

公益財団法人日本テニス協会

役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）は、本会定款第37条に基づき評議員会にて選任されるが、この規程は、その候補者及び候補予定者の推薦に必要な事項を定める。

(評議員会への役員候補者の推薦)

第2条 評議員会への役員候補者の推薦は、別に定める役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の決議によるものとする。

- 2 選考委員会は、20名以上30名以内の理事候補者と2名又は3名の監事候補者を評議員会に推薦することができる。
- 3 選考委員会は、理事会の適切な運営を確保するため、原則として次の各号の基準に従い、役員候補者を選考する。なお、外部理事の定義及び例外的対応については、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉（令和元年6月10日スポーツ庁長官決定。その後の改定がある場合には改定後の内容とする。）の原則2に関する補足説明によるものとする。
 - (1) 外部理事比率25%以上の確保
 - (2) 女性理事比率40%以上の確保
 - (3) 理事及び監事の就任時の年齢を75歳未満とすること
 - (4) 理事及び監事の在任年数の上限を10年とすること

(役員候補者の資格要件)

第3条 役員候補者は、本会の目的を理解しその達成に向け尽力するに十分な見識を持つ者とする。

- 2 役員候補者は、次の各号に掲げる推薦要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する第65条第1項第1号、第3号及び第4号に該当しないこと
 - (2) 役員への就任時に本会の役員、評議員又は使用人でないこと
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イ乃至ニに該当しないこと

(理事候補予定者の推薦)

第4条 理事会は理事候補予定者11名以上21名以内を選考委員会に推薦することができる。

- 2 各地域テニス協会は、理事候補予定者1名を理事会の承認を経て選考委員会に推薦することができる。ただし、9地域テニス協会は、①北海道・東北・関東②北信越・東海・関西③中国・四国・九州の3グループに分けられ、各グループは役員の改選期ごとに各グループ内での地域テニス協会間の協議を経て、それぞれのグループで最低1名の女性理事候補予定者を推薦するものとする。

- 3 地域テニス協会による理事候補予定者の推薦は、本会所定の様式「理事候補予定者推薦書」を本会に送付することによるものとする。
- 4 前項の本会所定の様式の送付は、理事選任を予定する評議員会の開催日の2か月以上前に行う。

(監事候補予定者の推薦)

第5条 理事会は監事候補予定者2名又は3名を選考委員会に推薦することができる。

- 2 理事会による監事候補予定者の推薦は、選任を予定する評議員会の開催日の2か月以上前に行う。

(留意事項)

第6条 選考委員会は、役員候補者選考に際し次の各号に留意する。

- (1) 本会が公益法人であること
- (2) 本会の理念、ビジョン、行動指針
- (3) スポーツ団体ガバナンスコード
- (4) スポーツ界における暴力根絶宣言
- (5) 本会の利益相反ポリシー
- (6) 守秘義務

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行する。

制定日	令和4年12月21日
改正日	令和5年5月26日